

No.	質問	回答
1	毎年2回、このような書類を作成しなければならないのか。	<p><b>全居宅介護支援事業所は、年に2度、「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、保存する必要があります。</b>                      (前期分は9月15日、後期分は3月15日まで)</p> <p>また、訪問介護サービス等のいずれかで紹介率最高法人の割合が80%を越えた場合には、当該届出書を提出する必要があります。</p>
2	要支援者と経過的要介護者のケアプランは、件数に含むのか。	<p>要支援者の介護予防サービス計画は含みません。ただし、経過的要介護者の居宅サービス計画は件数に含みます。</p>
3	訪問介護のサービスの一種である通院等乗降介助は件数に含むのか。	<p>訪問介護のサービスの一種である通院等乗降介助は件数に含みます。</p>
4	計画のみで実際の利用がなかった場合でも件数に含むのか。	<p>件数に含みません。                      (紹介率最高法人の占める割合を出す計算の対象外とし、分母ともに計上しません。)</p>
5	給付管理が月遅れとなった利用者の居宅サービス計画については、何月分の件数として算定すればよいのか。	<p>サービス提供を行った月に算定してください。                      (例)次の場合は、平成30年4月分に算定します。                      サービス提供月→平成30年4月                      給付管理を行った月→平成30年6月</p>
6	特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。	<p>同一法人格を有する法人単位で判断してください。</p>
7	1人の利用者に同一サービスを複数事業所位置つけた場合(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、どのように計算するのか。	<p>法人毎に1件ずつ計上します。紹介率最高法人の占める割合を出す計算については、以下を参考としてください。</p> <p>①(分子)同一法人の複数の事業所を利用する場合、その法人を位置付けたケアプランの数は1件となる。</p> <p>②(分子)1人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合、ケアプランの数は法人毎にカウントする。</p> <p>③(分母)利用者1人につき、ケアプランの数は、毎月1件であり、複数の法人からサービスを受ける場合でも、ケアプランの数は1件とする。</p>
8	減算はどの利用者が対象となるのか。80%を超えた法人を位置つけた利用者のみなのか。	<p>減算は、<b>減算適用期間のすべての利用者に対する居宅介護支援費が対象</b>になります。</p>
9	紹介率最高法人の割合を算出する計算に係る「80%を越える場合の端数処理」の取扱いについて	<p>小数点第2位を切り捨ててください。</p>
10	現在、「休止届出書」を市に提出し、事業を休止中であるが、判定結果を市に報告する必要はあるのか。	<p>判定期間中に、1月でも給付管理の実績がある場合は、報告が必要です。                      その場合は、「判定期間」中の開設期間に対する月割り平均で判定を行うこと。                      給付管理の実績がない場合、報告は不要です。</p>
11	特定の施設にのみサービス提供することが明確な事業所について、実施地域内の事業所として数えるのか。	<p>特定の施設以外にサービスを提供しないことが事業所の実施地域等で明確な場合、個別協議のうえ判定します。届け出時に県に協議してください。</p>
12	平成28年4月から対象サービスに地域密着型通所介護が加わったが、取扱いはどうなるのか。	<p>地域密着型通所介護については、通所介護と分けてそれぞれ計算しますが、通所介護とあわせて紹介率最高法人を計算することもできます。                      (平成28年5月30日付け「介護保険最新情報 Vol.553」及び平成30年3月23日付け「介護保険最新情報 Vol.629」)</p>